### 物品壳買契約書 (案)

- 1 契約物品名 公用ワゴン車
- 2 契約金額 ¥ (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 納入期限 令和8年3月31日
- 4 納入場所 愛媛県立今治西高等学校伯方分校 愛媛県立今治北高等学校大三島分校 愛媛県立八幡浜高等学校 愛媛県立宇和島南中等教育学校
- 5 契約保証金

上記について愛媛県を甲とし、次の条項により売買契約を締結する。

を乙とし、甲乙間において、

(総則)

- **第1条** 甲及び乙は、この契約書(頭書及び別記を含む。以下同じ。)に基づき、別様仕様書に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべてこの負担とする。

(納入の終了通知)

**第2条** 乙は、物品を納入したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出 しなければならない。

(検査)

- **第3条** 甲は、前条の規定により納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
- 2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、 検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。
- 3 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、すべて乙の負担とする。

(修補又は交換等)

第4条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しない ときは、修補又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により修補又は交換による代品を納入したときは、直ち に、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により納品書の提出があったときは、第3条の規定を準用する。

#### (所有権の移転等)

- **第5条** 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転する ものとする。
- 2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(代金の支払)

- **第6条** 乙は、前条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲の定める 手続に従って、請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。
- 3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを 発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この 場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受 理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請 求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出が なかったものとする。

(支払の遅延)

第7条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(代理受領の禁止)

- 第8条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。 (権利の譲渡等)
- **第9条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施 行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛 金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛

県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(契約不適合責任)

- 第10条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容 に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対 し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完 を請求することができる。
- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納入期限の延長)

- 第11条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、納入期限の延長を願い出なければならない。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。
  - (物品の納入遅延)
- 第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入 することができなかったときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日ま での日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合を乗じて計算した額を、 遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

(契約保証金の返還等)

- **第13条** 乙は、契約保証金を納付している場合において、第5条の規定により物品の所有権を移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から 30 日以 内に契約保証金を乙に還付するものとする。
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。 (甲の解除権)
- **第14条** 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこ の契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
- (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。
- (5) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条 第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実 質的に関与していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便 宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、 若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 第16条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- 3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。 (乙の解除権)
- **第15条** 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第16条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

**第17条** この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防 止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

甲 住 所 松山市一番町四丁目4番地2 名 称 愛媛県 代表者 知 事 中 村 時 広

乙 住 所商号又は名称代表者

# 別記

## 1 契約物品の内訳

品 名	品質・規格	数量	単 価	金額
公用ワゴン車		5台		¥
消費税及び地 方消費税				¥
預かり法定費 用(非課税)				¥
合 計				¥

## 2 その他附帯条件